

本社ビル外壁改修工事  
工事仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、千葉都市モノレール(株)本社ビル(中央指令所)の外壁改修工事に適用する。

2. 適用基準

業務実施にあたって設計図書等に記載のない事項は次の各号に掲げる基準等の最新版を適用する。

(ア) 建築工事

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・ 建築改修工事管理指針(上下巻)
- ・ 建築工事管理指針(上下巻)
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 建築設計基準及び同解説

(イ) 電気設備工事

- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・ 電気設備工事管理指針
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)

(ウ) 機械設備工事

- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・ 機械設備工事管理指針
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)

3. 施工場所

千葉都市モノレール(株)本社ビル(千葉市稲毛区萩台町199-1)

4. 施工箇所及び寸法

- ・ 施工箇所・施工内容については別図「施工箇所」に従うこと。

5. 施工内容・数量

- ・ 施工内容・数量については、別表「数量内訳書」に従うこと。
- ・ 建築材料の製造品、製品、施工業者等は、特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等以上とする場合は、監督員の承認を必要とする。

6. 工事進行・安全対策

別添の作業安全事故防止マニュアルに従うものとする。

7. 監督員の立会

監督員が立会を指定した事項については、監督員の立会のもとに行わなければならない。

8. 書類の提出

- ・ 着工書類  
現場代理人届  
主任技術者届  
工事着手届  
施工計画書  
作業申込書
- ・ 竣工書類、図面

工事完成届  
目的物引渡書  
工事写真台帳  
施工図  
マニフェスト  
その他監督員が指示するもの

以上